

令和7年度 PTA総会(書面審議会)

◆ 日時

令和7年4月9日（水）～11日（金）



豊田市立下山中学校

令和7年度PTA総会

議事内容

- (1) 事業報告
- (2) 会計報告
- (3) 役員改選
- (4) 事業計画
- (5) 会計予算
- (6) 会則

◆ 総会資料

①令和6年度下山中学校PTA事業報告	3
②令和6年度下山中学校PTA会計報告	4
③令和7年度下山中学校PTA役員・理事（案）	5
④令和7年度下山中学校PTA事業計画（案）	6
⑤令和7年度下山中学校PTA会計予算（案）	7
⑥下山中学校父母教師会会則	8
⑦豊田市立下山中学校父母教師会 個人情報取扱規則	11

参考資料	14
------	----

令和6年度 下山中学校 P T A 事業報告

月	理事会・総会等	PTA役員	会員研修	環境整備	校外指導
主な活動	<ul style="list-style-type: none"> ○全体計画立案と推進 ○学校行事への参加、参画 ○関係団体との連携、協力 	<ul style="list-style-type: none"> ○県・三河・市PTA ○下山地区会議・行事等 	<ul style="list-style-type: none"> ○会員研修計画の立案、運営 ○学校保健委員会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○親子作業の計画・推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○登校指導 ○生徒の健全育成活動の推進 ○通学路点検
4	PTA総会9~11（書面審議会） 役員会24		専門委員会24	専門委員会24	専門委員会24 通学路点検
5	体育祭18 役員会・理事会24	市P連総会 バス会議			登校指導
6	授業参観15	県P連総会 教育対話集会(前期) コミュニティ・スクール連絡協議会	会員研修会15	親子作業15	登校指導 下校指導
7					登校指導
8		子どもの未来を見つめる会			
9	役員会・理事会25	市P情報交換会		親子作業14	登校指導 下校指導
10	文化祭19	人権教育指導者研修会			登校指導
11	役員会・理事会19	教育対話集会（後期） 西三北地区生徒指導 推進研究大会	学校保健委員会11		登校指導
12					登校指導
1	役員会17	コミュニティ・スクール連絡協議会			登校指導
2	役員会・理事会5	三河PTA研究発表大会			登校指導 下校指導
3	新理事会12 PTA新旧引継ぎ会12	市P連役員予定者研修会			

令和6年度 PTA会計決算書

収入決算総額(円)	支出決算総額(円)	差し引き残高(円)
536,433	475,763	60,670

1 収入決算内訳

項目	予算額(円)	決算額(円)	摘要
1. 会費	404,800	404,800	4,800 × (実家庭69+教職員15)+実家庭1 × 1,600
2. 繰越金	131,184	131,184	令和5年度より
3. その他	0	449	利息
合 計	535,984	536,433	

2 支出決算内訳

項目	予算額(円)	決算額(円)	摘要
1. 総会費	5,000	5,000	
2. 会議費	5,000	5,000	
3. 負担金	10,000	7,210	市PTA連絡協議会費
4. 研修費	3,000	1,950	
5. 旅費	20,000	14,000	役員出張旅費
6. 事務費	7,000	2,352	
7. 生徒育成費	120,000	125,479	入学式盛花, 講演講師料, 保険料, 卒業記念品等
8. 部活補助費	50,000	30,000	部活動会計
9. 慶弔費	50,000	25,000	歓送迎会花束
10. 環境整備委員会	122,000	107,832	PTA親子作業飲料代、ナイロンコード等
内訳 会員研修委員会	50,000	35,000	学校保健委員会講師料
	40,000	66,500	登下校等防犯用熊よけ鈴
11. 予備費	2,384	440	振込手数料
12. 同窓会積立	50,000	50,000	
合 計	534,384	475,763	

上の通り報告いたします。

なお、残金 60,670 円は、次年度に繰り越します。

令和7年3月12日

下山中学校PTA会計

吉田 由美

下山中学校PTA会計

谷 勝幸

監査の結果、通帳・会計簿等の処理・記入は適切であり、
上の決算書に間違いのないことを報告いたします。

令和7年3月21日

下山中学校PTA会計監査

鈴木 雅代

令和7年度 下山中PTA役員・理事(案)

区分	役職	氏名	生徒	地区	
役員 (8名)	会長	夏目 考祥	1年 結衣 3年 果歩	大沼	
	副会長	渡部 達也	2年 心晴	花山	
	副会長	今 佐月	3年 悠真	巴ヶ丘	会員研修 専門委員会顧問
	副会長	吉田 修		校長	
	庶務	和出 直木	3年かおり	巴ヶ丘	校外指導 専門委員会顧問
	庶務	清水 康博		教頭	
	会計	下内 誓子	3年咲太朗	花山	会員研修 専門委員会顧問
	会計	瀬戸 英次		校務	
会計監査		高木 晴美		巴ヶ丘	

◎ 委員長

○副委員長

※学年代表

専門委員 【理事】 (6名)	大沼地区委員	梶野 瞳	2年ひなた	○校外指導 ※2年学年代表	校外指導 会員研修 環境整備 2名ずつ
		本多 覚志	1年 健悟 3年 愛実	○校外指導	
	花山地区委員	中根 尚子	1年 駿 3年優里奈	○環境整備 ※3年学年代表	
		鈴木加世子	1年 遼真 3年 由奈	○会員研修 ※1年学年代表	
	巴ヶ丘地区委員	伊藤いぶき	2年 怜	○会員研修	
		近藤 文子	1年 龍世	○環境整備	

※できる限り専門委員の中から、学年代表を各1名選出する。

令和7年度 下山中学校PTA事業計画（案）

月	理事会・総会等	PTA役員	会員研修	環境整備	校外指導
主な活動	○全体計画立案と推進 ○学校行事への参加、参画 ○関係団体との連携、協力	○県・三河・市PTA ○下山地区会議・行事等	○会員研修計画の立案、運営 ○学校保健委員会の開催	○親子作業の計画・推進	○登校指導 ○生徒の健全育成活動の推進 ○通学路点検
4	PTA総会9~11（書面審議会） 役員会21		専門委員会21	専門委員会21	専門委員会21 通学路点検
5	体育祭17 役員会・理事会23	市P連総会			登校指導
6	授業参観14	県P連総会 教育対話集会(前期) コミュニティ・スクール連絡協議会18	会員研修会14	親子作業14	登校指導 下校指導
7					登校指導
8		子どもの未来を見つめる会			
9	役員会・理事会24	市P情報交換会		親子作業13	登校指導 下校指導
10	文化祭26	人権教育指導者研修会			登校指導
11	役員会・理事会18	教育対話集会（後期） 西三北地区生徒指導 推進研究大会			登校指導
12					登校指導
1	役員会21	コミュニティ・スクール連絡協議会20			登校指導
2	役員会・理事会10	三河PTA研究発表大会	学校保健委員会3		登校指導 下校指導
3	新理事会13 PTA新旧引継ぎ会13	市P連役員予定者研修会			

令和7年度 PTA会計予算(案)

収入予算総額(円)	支出予算総額(円)	差し引き残高(円)
497,470	497,470	0

1 収入予算内訳

項目	予算額(円)	摘要
1. 会費	436,800	4,800×(実家庭76+15教職員)
2. 繰越金	60,670	令和6年度より
3. その他	0	
合 計	497,470	

2 支出予算内訳

項目	予算額(円)	摘要
1. 総会費	5,000	要項代, 総会準備
2. 会議費	5,000	理事会, 役員会
3. 負担金	10,000	市PTA連絡協議会費
4. 研修費	3,000	研修会補助
5. 旅費	15,000	役員交通費
6. 事務費	5,000	用紙代・振込手数料, 切手
7. 生徒育成費	125,000	講演講師料, 保険料, 卒業記念品
8. 慶弔費	30,000	香典, 見舞金, 歓送迎会花束
9. 環境整備委員会	120,000	親子作業飲料, 補修用品
内訳 会員研修委員会	50,000	会員研修補助
校外指導委員会	70,000	安全指導費
10. 予備費	9,470	振込手数料
11. 同窓会積立	50,000	周年事業積立金
合 計	497,470	

※但し、項目内予算の流用を認める。

下山中学校父母教師会 会 則 (案)

第1条 (名称)

本会は豊田市立下山中学校父母教師会 (通称: 下山中学校 P T A) と称し、事務局を下山中学校おく。

追加 (通常こちらの名称で呼んでいる)

第2条 (会員)

本会の会員は次のとおりとする。

- 1 正会員・・生徒の父母 (保護者) および教師
- 2 準会員・・正会員以外の学区民

第3条 (目的)

本会は生徒の健全な成長をはかることを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- 1 父母と教師および一般地域社会の協力により、生徒の健全な発達をはかり福祉を推進する。
- 2 民主教育に対する理解を深めるために、父母を対象とした成人教育を推進する。
- 3 学校および地域社会の教育的環境の整備をはかる。
- 4 学校と家庭の結びつきを一層緊密にし、生徒の訓育を推進するために父母と教師は協力する。

第5条 (役員)

本会の役員は次のとおりとする。

- 1 会長 1名 (父母)
- 2 副会長 3名 (父母 2・校長)
- 3 庶務 2名 (父母 1・教師 1)
- 4 会計 2名 (父母 1・教師 1)
- 5 会計監査 1名 (前年度会長)

令和5年度から副会長の1名は、次年度の会長に就く方から決める。副会長は男女各1名が好ましいが、難しい場合は考慮する。

第6条 (役員の任期)

役員の任期は1か年とし、再選を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第7条 (専門委員会)

次のとおり、専門委員を選出し、3つの専門委員会 (会員研修・環境整備・校外指導) を構成する。

- 1 地区のバランスに応じて理事会で決めた人数の委員を選出する。
- 2 各学年から1名の学年代表を選出する。学年代表は、役員とは極力兼ねずみに済むように選出する。

第8条（理事）

理事を次のとおりとし、理事会を構成する。

- | | |
|----------------|----|
| 1 会長、副会長、庶務、会計 | 8名 |
| 2 専門委員 | 6名 |

第9条（役員の選出）

役員は前年度役員の推薦により、地区のバランスを配慮して選出し、総会において承認を受ける。

なお、父母より選出された副会長2名のうち、1名が次年度会長を務める。

第10条（役員の任務）

役員の任務は次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総理する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があった場合はその任務を代行する。
- 3 庶務は、本会の庶務を行い、父母の研究推進活動にあたる。
- 4 会計は、本会の経理を行い、必要に応じて収支を報告し、総会において監査を経た決算を報告する。
- 5 会計監査は、本会の会計を監査し、総会においてその結果を報告する。

第11条（会議）

本会の目的を達成するために、次の会議を開催する。

1 総会

総会は毎年1回開催し、必要に応じて臨時総会を開くことができる。決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

新型コロナウイルス感染拡大防止をはじめ、他の社会情勢で総会が開催できないときは、新旧会長・副会長らの出席のもと、書面審議総会とする。

2 役員会・理事会・各種委員会

会長は必要に応じて、役員会・理事会・各種委員会を開催し、行事等の計画・実践を推進する。

第12条（経費）

本会の経費は、会費・寄付金およびその他の収入をもってこれにあてる。

第13条（会費）

正会員は、会費として月額400円を拠出する。

第14条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条（会則の改正）

本会則の改正は総会の決議による。

第16条 (個人情報の取り扱い)

個人情報の取扱は、別途、豊田市立下山中学校父母教師会個人情報取扱規則による。

付 則 1 本会則は昭和47年4月22日より施行する。

2 本会に次の専門委員会をおく。

会員研修委員会 環境整備委員会 校外指導委員会

3 会費の徴収は年2回とし、5月と10月に6か月分を会計に納める。

4 転入会員は、転入の翌月分より会費を会計に納める。また、年度途中に会員が転出した場合は、会費を返金する。

(昭和48年4月14日一部改正) (昭和49年4月13日一部改正) (昭和51年4月24日一部改正) (昭和52年4月17日一部改正)

(昭和54年4月14日一部改正) (昭和62年7月18日一部改正) (平成9年4月27日一部改正) (平成11年4月24日一部改正)

(平成14年4月14日一部改正) (平成15年4月19日一部改正) (平成17年4月17日一部改正) (平成22年4月17日一部改正)

(平成23年4月16日一部改正) (平成24年4月21日一部改正) (平成25年4月20日一部改正) (平成27年4月18日一部改正)

(平成30年4月14日一部改正) (令和3年4月15日一部改正) (令和4年4月16日一部改正) (令和5年4月15日一部改正)

申し合わせ事項

1 各小学校区より選出された役員と専門委員は兼ねることはできない。

2 理事選出における、前年度理事の再選については本人の意向を尊重する。

下山中学校父母教師会 慶弔慰規定

1 正会員・生徒が著しい活躍により表彰を受けた場合は、役員の協議により記念品料を贈る。

2 正会員・生徒が死亡した場合は、次のように弔意を表す。

(以下一切の返礼をしない。)

生花1基 香料5,000円 淋し見舞2,000円程度

3 正会員・生徒が病気・不慮の事故等で1か月以上入院した場合は、見舞金5,000円を贈る。

4 正会員または生徒の家屋に不慮の火災等があった場合は、役員の協議により見舞金を決定する。

5 この規定にない慶弔については、役員の協議により決定する。

付則 平成15年6月25日より実施

平成22年4月17日一部改訂

豊田市立下山中学校父母教師会個人情報取扱規則

(目的)

第1条 豊田市立下山中学校父母教師会（以下「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、役員名簿・委員名簿・事業等の記録や写真及びその他の個人情報の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(定義)

第3条 「個人情報」とは、個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

(管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は、会長とする。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は、役員・事務局とする。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知り得ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第7条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。また、円滑なPTA活動のために必要な個人情報を取得する。

(周知)

第8条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報等で会員に周知する。

(利用)

第9条 取得した個人情報は、以下の目的に沿った利用を行うものとする。

(1) PTA会費の集金業務、管理業務

(2) PTA関連文書の送付

(3) 役員並びに会計監査・会員・専門委員等の名簿の作成

(4) 登校指導当番表の作成

(利用目的による制限)

第10条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規約により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第1 1条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第1 2条 個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れる等適切な状態で保管することとする。また、個人情報を持ち出す場合や、電子メールで個人情報を送付する場合は、ファイルにパスワードをかける等して、適切に個人情報を管理することとする。

(第三者への提供の制限)

第1 3条 個人情報は次のいずれかに該当する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または生徒の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者に提供する場合の記録の作成)

第1 4条 本会は、前条の規定に基づいて個人情報を第三者に提供したときは、次の項目について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する個人情報の対象者（本人）の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者（本人）の同意を得ている旨（前条第1号から第4号までの場合を除く）

(第三者から提供を受ける際の記録の作成)

第1 5条 第三者から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し、保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける個人情報の対象者（本人）の氏名
- (4) 対象者（本人）の同意を得ている旨（第1 3条第1号から第4号までの場合を除く）

(情報の開示等)

第1 6条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除等を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第1 7条 個人情報を漏えい、紛失等した場合や、そのおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告し、適切な対応を行う。

(研修)

第18条 本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に、個人情報の取扱いに関する研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第19条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改定)

第20条 法令の改正または実務上の不備が生じた場合は、役員会において審議し、その承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第8条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

付 則 1 本規則は令和4年4月16日より施行する。

個人情報管理者
下山中学校 P T A 会長
夏目 孝祥

<参考資料1>

令和7年度 下山中学校 P T A 役員・専門委員（理事）選出

1 P T A 役員（5名+職員3名）

R6.6.24

役名		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
会長（男女）	巴ヶ丘	大沼	花山	巴ヶ丘	大沼	花山	花山
副会長（男性）	大沼	花山	巴ヶ丘	大沼	花山	巴ヶ丘	
（女性）	花山	巴ヶ丘	大沼	花山	巴ヶ丘	大沼	
学校	校長						
庶務（男女）	花山	巴ヶ丘	大沼	花山	巴ヶ丘	大沼	
庶務学校	教頭						
会計（男女）	大沼	花山	巴ヶ丘	大沼	花山	巴ヶ丘	
会計学校	校務主任						
会計監査	前年度会長						

- ・令和3年度から、広報委員と役員数を削減した。
- ・専門委員は校外指導・会員研修・環境整備2名ずつとする。
- ・現役員の推薦をもとに、本人の承諾を得て決定する。
- ・令和5年度から副会長の1名は、次年度の会長に就く方から決める。
- ・副会長は男女各1名が好ましいが、難しい場合は考慮する。

2 専門委員（6名）

地区	役員氏名	専門委員名	備考
大沼地区委員 (2名)		会員研修 校外指導 環境整備	
花山地区委員 (2名)		(希望で2名ずつ決定)	
巴ヶ丘地区委員 (2名)			

- ・各学年代表を1名選出する。（役員も含める。不在の場合は副会長が兼任する）
- ・副会長（来年度会長でない方）、庶務、会計は専門委員の顧問となる
- ・現理事の推薦をもとに、本人の承諾を得て決定する。
- ・上記役員（5名）と専門委員（6名）の計11名を理事とする。
- ・役員、専門委員は兼任しない。

※決定に際しては、小学校区の取り決めを優先する。

＜参考資料2＞

令和7年3月吉日

新旧役員の皆様へ

豊田市立下山中学校

PTA会長 高木 晴美

PTA役員・専門委員の活動内容について

日ごろは、下山中学校PTA活動において、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、PTA役員の役割について「役員を引き受けたけれど何をするの?」「会員研修委員って何?」などの声も聞かれます。そこで、簡単ではありますが紙面にて役員・専門委員の仕事の内容をお伝えしたいと思います。

○役員（会長、副会長、副会長、庶務、会計、会計監査）

会長	副会長	副会長	庶務	会計	会計監査
・行事でのあいさつ	・会の司会進行	・青少年部会	・会の庶務	・会計報告	・前年度の会長が就任
・会全体の総務	・会議や研修	・20歳つどい	・事業報告	・会議や研修	・年度末の会計監査
・研修会への参加等	会への出席	実行委員会	・必要に応じてバ	会への参加	・PTA総会
・下山中学校地区	・市PT連行事	・青少年健全	ス会議への参加	事業報告	の会計監査
CS会議	への参加等	育成推進協	・指定行事への参加	・福祉ふれあい部会	報告
	・次年度会長	議会		・スマイルフェス	
				タ実行委員会	

※その他、市PT連、県PT連等の研修会への参加も随時あります。

○専門委員（花山・大沼・巴ヶ丘小学校区から2名の計6名で構成）

会員研修委員：2名	環境整備委員：2名	校外指導委員：2名
・会員研修の行事の立案、実施 ・学校保健委員会の開催	・親子作業の計画、実施（6月・9月）	・登校指導の保護者割振り立案と実施 ・通学路点検の集約

※すべての委員会：通学路点検と登校指導、下中LIFEの見直し

○理事会（役員+専門委員の11名全員が理事となります）

・理事会は、年4回実施予定（5月、9月、11月、2月）